

議案第19号

朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について
朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市定住促進住宅への入居に必要な連帯保証人の人数を変更するとともに、民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、連帯保証人が保証する極度額を規定するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

朝来市定住促進住宅条例(平成29年朝来市条例第4号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「2人」を「1人」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定する連帯保証人が保証する極度額は、入居時における家賃及び駐車場の使用料の12箇月分に相当する額とする。

第11条第2項第1号中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第19号資料

朝来市定住促進住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入居又は使用の資格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号エの規定にかかわらず、移住者のうち、市長が別に指定する住戸(以下「指定住戸」という。)に入居しようとする者で、保証契約を締結できないものは、連帯保証人<u>2人</u>を立てなければならない。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の承認を受けようとする同居者が次のいずれかに該当する場合においては、同項の承認をしない。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号に掲げる入居の資格を有していないとき(同号アからウまで及びオに掲げる要件を満たす者で同号エに規定する保証契約を締結できず、連帯保証人<u>2人</u>を立てることができるものであるときを除く。)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(入居又は使用の資格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号エの規定にかかわらず、移住者のうち、市長が別に指定する住戸(以下「指定住戸」という。)に入居しようとする者で、保証契約を締結できないものは、連帯保証人<u>1人</u>を立てなければならない。</p> <p><u>3 前2項に規定する連帯保証人が保証する極度額は、入居時における家賃及び駐車場の使用料の12箇月分に相当する額とする。</u></p> <p>(入居の承継)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の承認を受けようとする同居者が次のいずれかに該当する場合においては、同項の承認をしない。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号に掲げる入居の資格を有していないとき(同号アからウまで及びオに掲げる要件を満たす者で同号エに規定する保証契約を締結できず、連帯保証人<u>1人</u>を立てることができるものであるときを除く。)</p> <p>(2) (略)</p>